

○山県市市営住宅管理条例施行規則

平成15年4月1日

規則第101号

改正 平成18年8月15日規則第44号

平成24年3月23日規則第9号

平成26年3月14日規則第7号

平成27年12月16日規則第31号

(一部未施行)

平成28年3月18日規則第12号

(一部未施行)

平成29年2月15日規則第3号

(一部未施行)

(趣旨)

第1条 この規則は、山県市市営住宅管理条例(平成15年山県市条例第132号。以下「条例」という。)第58条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居者の資格)

第1条の2 条例第6条第2項第2号の規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
- (2) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
- (3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

2 条例第6条第2項第3号の規則で定める障害の程度は、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款

症であるもの。

(入居の申込み)

第2条 条例第8条第1項の規定による市営住宅の入居の申込みは、市営住宅入居申込書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の市営住宅入居申込書には、入居申込者及びその世帯に関し、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 市営住宅を必要とする状況を証するに足る書類
- (3) 収入(条例第2条第3号に定める収入をいう。)を証する書類
- (4) 市町村税納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(入居者の決定通知)

第3条 条例第8条第2項の規定による入居者の決定通知は、市営住宅入居決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(入居補欠者)

第4条 条例第10条第1項の規定による入居補欠者には、条例第9条第3項に規定する公開抽選によりその順位を決定する。

(請書)

第5条 条例第11条第1項第1号に規定する請書は、様式第3号によるものとする。

(連帯保証人の変更)

第6条 入居者は、連帯保証人が死亡したとき、又は市長がその連帯保証人を不適当と認めたときは、新たに連帯保証人を定め、前条の請書を市長に提出しなければならない。

(連帯保証人の住所変更の届出)

第7条 入居者は、連帯保証人が住所を変更したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(入居可能日の通知)

第8条 条例第11条第5項の規定による入居可能日の通知は、市営住宅入居可能日通知書(様式第4号)によるものとする。

(同居人の異動)

第9条 入居者は、出生、死亡、転出その他の事由により同居人に異動を生じたときは、速やかに同居人異動届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第12条の規定による同居親族以外の者を同居させることについての承認の申請は、同居人入居承認申請書(様式第6号)によるものとする。

3 市長は、前項の同居人入居承認申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、同居を承認する。

(1) 同居しようとする者が入居者又は入居者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の3親等以内の血族又は直系姻族であるとき。

(2) その他特別の事情があるとき。

4 市長は、前項の規定により同居の承認をしたときは、入居者に対し同居人入居承認書(様式第7号)を交付するものとする。

(入居承継の承認)

第10条 条例第13条の規定による入居の承継の承認申請は、市営住宅入居承継承認申請書(様式第8号)によるものとする。

2 前項の申請があった場合において、市長は、入居者の承継を承認したときは、市営住宅入居承継承認書(様式第9号)を申請者に交付するものとする。

(利便性係数)

第10条の2 条例第14条第2項に規定する市長が別に定める数値は、別表のとおりとする。

(収入の申告等)

第11条 条例第15条第1項の規定による収入の申告及び条例第36条第1項の規定による収入の状況についての報告は、収入に関する報告書(様式第10号)によるものとする。

2 市長は、条例第15条第3項の規定により認定した収入の額を、家賃通知書(様式第11号)により入居者に通知するものとする。

(収入に関する認定の更正)

第12条 条例第15条第4項又は条例第29条第3項の規定により認定に対し意見を述べようとする入居者は、当該認定の通知を受けた日から起算して10日以内に、書面をもって市長に申し出るものとする。

(家賃の減免等の基準)

第13条 条例第16条第1号から第3号までの規定により、市長が家賃を減免し、又は徴収を猶予する場合の基準は、次に定めるところによる。

(1) 条例第16条第1号 収入額(生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する保護を受けることとなる場合に認定される収入額をいう。以下この条において同じ。)が生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準(以下この項において「生活保護基準」という。)以下であるとき。

(2) 条例第16条第2号 疾病が長期間にわたるため、療養する必要がある、収入額から当該療養のための支出額を控除した残額が生活保護基準以下であるとき。

(3) 条例第16条第3号 収入額から災害による損害のための支出額を控除した残額が生活保護基準以下であるとき。

2 条例第16条第1号から第3号までの規定により減額された家賃は、収入額の1割に相当する額を超えることができない。ただし、生活保護法により保護を受けている者については、住宅扶助基準相当額又は住宅扶助特別基準額相当額以内とする。

3 条例第16条第1号から第3号までの規定による家賃の減免又は徴収猶予の期間は、6月以内で市長が定める期間とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、6月を限度としてその期間を延長することができる。

(家賃減免申請等)

第14条 条例第16条(条例第31条第3項、第33条第3項及び第54条において準用する場合を含む。)の規定による家賃の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、家賃減免申請書(様式第12号)又は家賃徴収猶予申請書(様式第13号)を市長に提出し

なければならない。

2 前項に規定する申請書の提出があった場合において、市長は、家賃の減免又は徴収の猶予を承認したときは、家賃減免承認書(様式第14号)又は家賃徴収猶予承認書(様式第15号)を申請者に交付するものとする。

(修繕費用の負担)

第15条 条例第21条の規定により市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用のうち市が負担するものは、次に掲げる部分の修繕費用とする。

- (1) 住宅の壁、基礎、柱、はり、屋根及び階段
- (2) 市長が管理する給水施設、排水施設、電気施設、ガス施設、消火施設、ゴミ貯留施設、共同施設、自転車置場、物置及び道
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(使用の一時中止の届出)

第16条 条例第25条の規定による市営住宅を一時使用しないときの届出は、市営住宅使用一時中止届(様式第16号)によるものとする。

(模様替等の承認)

第17条 入居者は、条例第28条ただし書(条例第46条及び第54条において準用する場合を含む。)の規定による模様替又は増築の承認を得ようとするときは、原状回復又は撤去を条件として、市営住宅の模様替(増築)承認申請書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出があった場合において、市長は、市営住宅の模様替又は増築を承認したときは、市営住宅の模様替(増築)承認書(様式第18号)を申請者に交付するものとする。

(収入超過者等に対する認定の通知)

第18条 条例第29条第1項の規定による収入超過者としての認定の通知は収入超過者認定書(様式第19号)を、同条第2項の規定による高額所得者としての認定の通知は高額所得者認定書(様式第20号)をそれぞれ交付して行うものとする。

(高額所得者に対する明渡請求)

第19条 条例第32条第1項の規定による高額所得者に対する市営住宅の明渡しの請求は、高額所得者に対する市営住宅明渡請求書(様式第21号)を交付して行うものとする。

(明渡期限の延長申請等)

第20条 条例第32条第4項の規定により明渡期限の延長を申し出ようとする者は、市営住宅明渡期限延長申請書(様式第22号)に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているときは、医師の診断書
- (2) 入居者又は同居者が災害等により著しい損害を受けたときは、被災に関する証明書又は現場を証する写真等
- (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるときは、勤務先の長等の発行する証明書
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるときは、その事実を証する書類

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、条例第32条第4項の規定により明渡しの期限の延長を承認したときは、市営住宅明渡期限延長承認書(様式第23号)を申請者に交付するものとする。

(明渡届)

第21条 条例第41条第1項の規定による市営住宅の明渡しの届出は、市営住宅明渡届(様式第24号)によるものとする。

(市営住宅監理員)

第22条 市営住宅監理員は、条例第55条第1項の規定により、次の職務を行う。

- (1) 指定された地区内の市営住宅及び共同施設(以下「住宅等」という。)を巡回し、その維持管理の適正化を図ること。
- (2) 条例及びこの規則(以下「条例等」という。)に対する違反の防止に努めるとともに、違反を発見したときは、直ちに必要な措置をとること。
- (3) 入居者から住宅等の修繕、共同利用施設の設置その他住宅環境の整備についての請求又は要望があったときは、その要否、緊急の度合い及び市の負担に属

するか否かを調査し、市の負担において緊急に行う必要があると認めるときは、調査結果を市長に報告するとともに、軽易なものについては速やかに措置すること。

(4) 住宅等について非常災害等が発生したときは、直ちに市長に報告するとともに、応急対策を講ずること。

(5) 入居者が住宅等の明渡しをするときは、次の措置をとること。

ア 用途変更、模様替及び増築の有無について調査し、適切な指示をすること。

イ 当該住宅等を検査し、入居者が負担すべき修繕箇所を発見したときは、直ちに修繕するよう指示すること。

ウ ア又はイの規定により指示した事項について、その状況を確認すること。

(6) 入居者が住宅の明渡しをしたときは、次の入居まで当該住宅を良好な状態で管理すること。

(市営住宅管理人)

第23条 市営住宅管理人は、条例第55条第4項の規定により、常にその管理する住宅等の状況を把握し、入居者が条例等に違反しないよう最善の注意を払うものとする。

2 市営住宅管理人は、次に掲げる事由が生じたときは、直ちに市営住宅監理員に報告しなければならない。

(1) 入居者が無断で住宅等を転貸し、若しくは退去し、又は同居させたとき。

(2) 市長の承認のない増築、模様替等を行ったとき。

(3) 住宅等の維持管理上修繕を必要とする破損が生じたとき。

(4) その他条例等の違反行為があったとき。

3 市営住宅管理人は、入居者から次に掲げる申請又は届出があったときは、その事実を調査し、市長に進達しなければならない。

(1) 連帯保証人の変更に伴う請書の届出

(2) 入居の承継の承認申請

(3) 同居人の異動の届出及び同居人の入居の承認申請

(4) 使用の一時中止の届出

(5) 用途変更の承認申請

(6) 模様替又は増築の承認申請

(7) 明渡しの届出

4 市長は、市営住宅管理人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市営住宅管理人を解嘱することができる。

(1) 傷病のため職務の遂行が不可能であると認められるとき。

(2) 市営住宅管理人がその市営住宅から他に転居するとき。

(3) 市営住宅管理人から辞任の申出があった場合で、正当な理由があると認められるとき。

(4) 職務遂行に当たり不正の事実があるとき。

(5) その他市営住宅管理人として不適当な行為があったとき。

(検査職員の証票)

第24条 条例第56条第3項に規定する検査に当たる者の身分を示す証票は、条例第56条に基づく市営住宅検査者証(様式第25号)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、合併前の高富町町営住宅管理条例施行規則(平成9年高富町規則第15号)又は美山町営住宅条例施行規則(平成10年美山町規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成18年8月15日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月23日規則第9号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月14日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月16日規則第31号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の山県市市営住宅管理条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成28年3月18日規則第12号)抄

(施行期日)

1 この規則は平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の山県市市営住宅管理条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成29年2月15日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条に掲げる規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(平成29年5月30日)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、第 1 条の規定による改正前の山県市市営住宅管理条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

3 この規則の施行の際、第 2 条の規定による改正前の山県市市営住宅管理条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第10条の2関係)

市営住宅名	建設年度	構造	戸数	利便性係数
金池住宅	昭和37年度	木造平屋建て	13戸	0.700
寺洞住宅	昭和40年度	木造平屋建て	4戸	0.700
唐鋤住宅	昭和51年度	簡易耐火構造2階建て	6戸	0.775
サンセイス美山	平成6年度	鉄筋コンクリート造3階建て	9戸	0.700

様式第1号(第2条関係)

(表)

抽選年月日 ※	入居年月日 ※	入居の事由 ※	受付番号 ※	書類審査 ※	事情調査 ※
補充番号 ※	入居室番号 ※	一般・特定 ()			

山県市長 様 市 営 住 宅 入 居 申 込 書 年 月 日
フリガナ 氏 名 印

山県市市営住宅管理条例第8条第1項の規定により、次のとおり市営住宅の入居を申し込みます。

申込みをする団地	職 勤 務 先 名称 フリガナ 氏 名 電話()
本 籍	業 所 在 地
現 住 所 電話()	等 勤 務 内 容

入居する家族(締約者を含む。)	続柄	フリガナ 氏 名	生年月日	職業	申込者と別居中の者の 住所及び電話番号	※年間所得 金額
本人						
計						

1 現在住んでいる住宅	区分	種類	使用状況	畳数及び室数
(1) 自己所有の家	(1) 1戸建	(1) 間借	8畳間	室
(2) 親、兄弟所有の家	(2) 長屋	(2) 同居	6畳間	室
(3) 勤務先の家(社宅等)	(3) アパート	(3) 下宿	4.5畳間	室
(4) 公営住宅等 (県・市・町・村・公社・公団)	(4) 寮	(4) その他	畳間	室
(5) 一般借家	(5) 非住宅(住宅に改 造したものは含ま ない。)			
(6) その他	(6) その他			

1人当たりの畳数 畳
(居住室としている部屋のみ計算する)

2 現在同居している家族の	続柄	氏 名	満年齢	職業	3 入居申込者世帯の種別	事由	内容
本人						特別低所得者	生活保護等
						寡婦または寡夫	年 月 から
						死別・離別・別居・その他	(円/月)
						(養育費の受給)	
						障害者世帯	障害 級
						60歳以上の人数	人
						18歳未満の扶養する子の人数	人
計							

※収入基準額 (円 + 円) - (円 × 人 + 円) = 円

12

(所得階層 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ に該当)

◎裏面も記入してください。

(裏)

4 現在住んでいる住宅で困っている理由	☐ 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有状態にある。 ☐ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている。 ☐ 住宅がないため親族と同居することができない。 ☐ 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。 ☐ 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないために困窮している。(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。) ☐ 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。 ☐ 収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている。 家賃金額 () 円 ☐ 結婚又は離婚して世帯を形成するにあたり、適当な住宅がない。 ☐ その他 ()
	5 上記の状態は、 年 月 日からである。

現住所案内図(目標をわかりやすく)	現在の住まいの間取りを簡単に書いてください。(畳数も記入してください。)

6 確認事項	☐ 市町村民税を滞納していません。 ☐ 入居申込者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。また、市において岐阜県警察本部へ事実確認することに同意します。 ☐ 山県市がマイナンバー(個人番号)を利用して関係情報を閲覧することに同意します。 ☐ 山県市の 課が公営住宅法第25条第1項に基づく事務手続きを処理するため、平成 年度の地方税関係情報を取得することに同意します。
	申請者 続柄: 続柄: 続柄:
	氏名 氏名 氏名 氏名
	※15歳以上の入居する家族(中学生、高校生を除く)全ての署名が必要です。同意する本人が署名をしてください。

備考

- 1 入居する家族の住民票及び所得を証明する書類を添付すること。
- 2 上記の書類を添付するかわりに個人番号を利用する場合のみ個人番号を記入し、同意欄に署名をすること。
- 3 婚姻予約者については、婚約証明書及び入居誓約書を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 (番号)の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 6 □の欄は、該当するものに□を記入すること。
- 7 代理人が同意欄に署名する場合、本人からの委任状をとること。
- 8 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は、欄外に記載して差し支えない。

様式第2号(第3条関係)

住 所
氏 名

様

山県市長



市営住宅入居決定通知書

山県市市営住宅管理条例第8条第2項の規定により、次のとおり山県市市営住宅の入居を決定したので通知します。

入 居 す る 住 宅	所 在 地	
	住宅名・住宅番号	
	構 造	
家 賃 及 び 敷 金 の 額	家 賃	月 額 金 円
	敷 金	金 円
入 居 手 続 完 了 期 限	年 月 日	
入 居 家 族 数	人	

(入居許可条件)

- 法令、山県市市営住宅管理条例及び同施行規則並びにこれらに基づく指示命令等を遵守すること。
- 入居後は、当該市営住宅に係る一切の責任を負うこと。
- 公序良俗に反する行為を厳に慎むこと。
- 近隣と協調し、迷惑行為を行わないこと。
- 家賃は、定められた期日までに必ず納入すること。

(備考)

請書の提出及び敷金の納入をしない場合には、決定を取り消すことがあります。

様式第3号(第5条関係)

収 入 印 紙
を 貼 っ て
く だ さ い。

年 月 日

山県市長 様

氏 名
請 書

年 月 日次の市営住宅の入居決定を受けましたので、山県市市営住宅管理条例第11条第1項第1号の規定により提出します。入居の上は、山県市市営住宅管理条例及び同条例施行規則並びにこれに基づく指示命令を堅く守ります。保証人は、入居者と連帯して家賃その他債務について、その義務を負担します。

家	賃	月 額				金	円					
建 物 表 示	所 在 地											
	住 宅 名・ 住 宅 番 号											
	構 造 規 格				造	坪			畳外造作付			
入 居 者	本 籍 地											
	現 住 所											
	氏 名 等				㊦	年	月	日	生	性別	男 女	
連 帯	現 住 所				電話()						—	
	氏 名 等				㊦	年	月	日	生	性別	男 女	
	職 業 等	職 業			年収入			入居者との 関 係				
保	勤 務 先	名 称 所 在 地	電話()									—
	現 住 所				電話()						—	
	氏 名 等				印	年	月	日	生	性別	男 女	
証 人	職 業 等	職 業			年収入			入居者との 関 係				
	勤 務 先	名 称 所 在 地	電話()									—

備考

- 保証人は、入居者と同程度以上の収入があること。
- 保証人の収入証明書を添付すること。収入証明書がとれない場合は、納税証明書を添付すること。
- 保証人の印鑑登録証明書を添付し、その印で押印すること。
- 所定の欄に収入印紙をはり、入居者及び連帯保証人の実印で割印すること。

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

山県市長 印

市営住宅入居可能日通知書

さきに入居決定した市営住宅の入居可能日は、山県市市営住宅管理条例第11条第5項の規定により次のとおり決定しましたから通知します。

入 居 可 能 日	年 月 日
-----------	-------

備考 家賃は、入居可能日から徴収します。

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

山県市長 様

住 宅 所 在 地
住宅名・住宅番号
入 居 者 印

同 居 人 異 動 届

次のとおり同居人に異動を生じたので、山県市市営住宅管理条例施行規則第9条第1項の規定により届け出ます。

届出人との続柄	氏 名	生年月日	勤 務 先	年 間 所 得 金 額	異 動 理 由
					出生・死亡・転出 その他 ()
					出生・死亡・転出 その他 ()
					出生・死亡・転出 その他 ()
					出生・死亡・転出 その他 ()
					出生・死亡・転出 その他 ()
					出生・死亡・転出 その他 ()

- 備考 1 退去者は、異動先の住民票の写しを添付すること。
2 異動理由欄は、該当するものを○で囲むこと。

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

山県市長 様

住 宅 所 在 地
住 宅 名 ・ 住 宅 番 号
入 居 者



同居人入居承認申請書

次のとおり市営住宅に同居をたく、山県市市営住宅管理条例第12条の規定により、関係書類添付の上申請します。

なお、承認の期間を厳守し、また私が退居するときは同時に退居することを併せ誓約します。

同居しようとする者									
氏 個 人 番 号	性 別	年 齢 生 年 月 日	続 柄	現 住 所	職 業 勤 務 先	年 間 所 得 金 額			
同居申請理由			同居しようとする期間	自 年 月 日 至 年 月 日					
同意欄	☐ 山県市がマイナンバー（個人番号）を利用して関係情報を閲覧することに同意します。								
	☐ 山県市の 課が公営住宅法第27条第5項に基づく事務手続きを処理するために限って、平成 年度の地方税関係情報を取得することに同意します。								
	続柄：		続柄：		続柄：				
	氏名		氏名		氏名				
※15歳以上の同居しようとする者（中学生、高校生を除く）全ての署名が必要です。同意する本人が署名をしてください。									

- 備考 1 同居をしようとする者の住民票（入居者との関係の分かるもの）及び所得が分かる書類を添付すること。
- 2 上記の所得がわかる書類を添付するかわりに個人番号を利用する場合のみ、個人番号を記入すること。
- 3 □の欄は、該当するものに☑を記入すること。
- 4 代理人が同意欄に署名する場合、本人からの委任状をとること。
- 5 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は、欄外に記載して差し支えない。

様式第7号(第9条関係)

第 号
年 月 日

住 宅 所 在 地
住 宅 名 ・ 住 宅 番 号
氏 名

様

山県市長



同居人入居承認書

年 月 日付けの申請について、山県市市営住宅管理条例第12条の規定により下記条件を付して承認します。

記

1 同居者

氏 名	性別	年齢	入居者との続柄	備 考

2 同居期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 入居者が退去し明渡しを請求されたときは、同居者を同時に退去させること。

4 申請書の記載事項に不正の事実が判明したとき又は他の入居者に影響を及ぼしたと認めたときは、同居の承認を取り消されても異議なく同居者を退去させること。

様式第8号(第10条関係)

年 月 日

山県市長 様

住 宅 所 在 地
住宅名・住宅番号
入 居 者 氏 名



市営住宅入居承継承認申請書

私は、次のとおり市営住宅の入居を承継したいので、山県市市営住宅管理条例第13条の規定により承認されるよう申請します。

入居承継したい住居	所 在 地							
	住宅名・住宅番号							
現名義人と申請人の続柄	名 義 人 氏 名	続 柄						
申請人が、この住宅に入居した期間	入居期日	年	月	日	～	年	月	日
承継理由の生じた日	年 月 日							
理 由								
同居者	氏 個 人 番 号	性 別	生 年 月 日	続 柄	勤 務 先	年 間 所 得 金 額		
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
同意欄	☐ 山県市がマイナンバー（個人番号）を利用して関係情報を閲覧することに同意します。							
	☐ 山県市の 課が公営住宅法第27条第6項に基づく事務手続きを処理するために限って、平成 年度の地方税関係情報を取得することに同意します。							
	申請人	続 柄 :	続 柄 :	続 柄 :	続 柄 :			
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名			
※15歳以上の同居しようとする者（中学生、高校生を除く）全ての署名が必要です。同意する本人が署名をしてください。								

備考

- 1 同居者全員の住民票（名義人との関係のわかるもの）及び所得が分かる書類等を添付すること。
- 2 上記の書類を添付するかわりに個人番号を利用する場合のみ、個人番号を記入すること。
- 3 申請人が入居決定者の配偶者又は3親等以内の親族である場合は、戸籍謄本を添付すること。
- 4 連帯保証人を変更する場合、請書を添付すること。
- 5 □の欄は、該当するものに☑を記入すること。
- 6 代理人が同意欄に署名する場合、本人からの委任状をとること。
- 7 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は、欄外に記載して差し支えない。

様式第9号(第10条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

山県市長 印

市営住宅入居承継承認書

さきに申請された入居の承継について、山県市市営住宅管理条例第13条の規定により次のとおり承認します。

入 居 承 継 を 承 認 す る 住 宅	所 在 地	
	住 宅 名 ・ 住 宅 番 号	
家 賃 及 び 敷 金 の 額	家 賃	月 額 金 円
	敷 金	金 円
入居承継者氏名		
承 継 者 家 族 数	人	

様式第 10 号（第 11 条関係）

収入に関する報告書

年 月 日

山県市長 様

公営住宅法第 16 条第 1 項及び山県市市営住宅管理条例第 15 条第 1 項（第 36 条第 1 項）の規定により、私及び同居親族の昨年（ 年 1 月 1 日から 年 12 月 31 日まで）の収入を、次のとおり報告します。

住 所	
住宅名・番号	
名 前	
電 話 番 号	() —

続柄	同居・別居	氏 個 人 番 号	生年月日	職業・勤務先 （電話番号）	所 得 欄				課 税 除 税 当 額				特 記 事 項
					所得の種類	収入額	所得額	総所得額	課税	控除	特例	当額	
本人	同居・別居		・ ・		給与所得								中途 (就職・退職) 年 月 日
					年金所得								年 月 日
	同居・別居		・ ・		事業・その他								中途 (就職・退職) 年 月 日
					給与所得								年 月 日
	同居・別居		・ ・		年金所得								中途 (就職・退職) 年 月 日
					事業・その他								年 月 日
	同居・別居		・ ・		給与所得								中途 (就職・退職) 年 月 日
					年金所得								年 月 日
	同居・別居		・ ・		事業・その他								中途 (就職・退職) 年 月 日
					給与所得								年 月 日
	同居・別居		・ ・		年金所得								中途 (就職・退職) 年 月 日
					事業・その他								年 月 日
同 意 欄		該当する場合、□に☑を記入すること。 □山県市がマイナンバー（個人番号）を利用して関係情報を閲覧することに同意します。											

- 備考 1 源泉徴収票の写し又は所得課税証明書を添付すること。
2 上記の書類を添付するかわりに個人番号を利用する場合のみ、個人番号を記入すること。

様式第11号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

家 賃 通 知 書

住	宅	番	号

山県市長



山県市市営住宅管理条例施行規則第11条第2項の規定により、山県市市営住宅の家賃(使用料)を次のとおり通知します。

認定年度	
------	--

所得額合計	控除額合計	認定月額	現行家賃

続 柄	収 入 該 当 者	所 得 額

家 賃 月 額	適用開始年月

様式第12号(第14条関係)

山県市長 様

年 月 日

住所所在地

入居者氏名



家 賃 減 免 申 請 書

次のとおり家賃の減免をされたく、山県市市営住宅管理条例第16条(第31条第3項、第33条第3項及び第54条において準用する場合を含む。)の規定により申請します。

申 請 す る 住 宅	所 在 地				
	住 宅 名 ・ 番 号				
家 賃	現 行 家 賃	減免申請額		減免後の家賃	
	月額 円	月額 円	月額 円		
減 免 申 請 期 間	年 月 日 分から 年 月 日 分まで	日(月)間			
理 由					
世帯員 の 状 況	氏 名 個 人 番 号	続 柄	年 齢	職 業	年 間 所 得 額 摘 要
					円
					円
					円
					円
					円
計 人				計 円	
支 出 額	療 養 の た め の 支 出 額 円			合 計 円	
	災 害 に よ る 損 害 の た め の 支 出 額 円				
	上 記 に 準 ず る 特 別 の 事 情 に よ る 支 出 額 円				
同 意 欄	該当する場合、□に○を記入すること。 □山県市がマイナンバー（個人番号）を利用して関係情報を閲覧することに同意します。				

- 備考 1 所得を証明する書類を添付する。
2 上記の書類を添付するかわりに個人番号を利用する場合のみ、個人番号を記入すること。
3 医師の発行する診断書及び医療費の証明書、災害による損害の見積書その他支出額を証明する書類を添付する。

様式第13号(第14条関係)

山 県 市 長 様

年 月 日

住 所
氏 名

印

家 賃 徴 収 猶 予 申 請 書

次のとおり、山県市市営住宅管理条例第16条(第31条第3項、第33条第3項及び第54条において準用する場合を含む。)の規定により家賃の徴収猶予を申請します。

申 請 す る 住 宅	所 在 地					
	住 宅 名 ・ 番 号					
現 行 家 賃	月 額 円					
徴 収 猶 予 を 申 請 す る 期 間 及 び 金 額	年 月 日 分 から 月 間 金 円 年 月 日 分 まで					
徴 収 猶 予 期 間 満 了 後 における家賃の納付方法						
理 由						
世帯員の状況	氏 名 個 人 番 号	続 柄	年 齢	職 業	年 間 所 得 額	摘 要
帯 員 の 状 況					円	
					円	
					円	
					円	
計 人					計 円	
同 意 欄	該当する場合、□に○を記入すること。 □山県市がマイナンバー（個人番号）を利用して関係情報を閲覧することに同意します。					

備考 1 所得を証明する書類を添付する。
2 上記の書類を添付するかわりに個人番号を利用する場合のみ、個人番号を記入すること。
3 医師の発行する診断書及び医療費の証明書、災害による損害の見積書その他支出額を証明する書類を添付する。

様式第14号(第14条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

山 県 市 長

印

家 賃 減 免 承 認 書

さきに申請された家賃の減免について、山県市市営住宅管理条例第16条(第31条第3項、第33条第3項及び第54条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり承認します。

減 額 、 免 除 す る 住 宅	所 在 地		
	住 宅 番 号 ・ 構 造		
減 額 、 免 除 す る 額 (月 額)	割 合	金 額	
	割	金 円	
期 間	年 月 日 から 日 (月) 間 年 月 日 まで		
理 由			

様式第15号(第14条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

山県市長 印

家賃徴収猶予承認書

さきに申請された家賃の徴収猶予について、山県市市営住宅管理条例第16条(第31条第3項、第33条第3項及び第54条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり承認します。

徴収猶予する 住 宅	所在地
	住宅番号
徴収猶予の期間 及 び 金 額	年 月分から 家賃 金 円 年 月分まで
徴収猶予期間満 了後における 完 納 方 法	
理 由	

様式第16号(第16条関係)

年 月 日

山県市長 様

住 宅 所 在 地
住宅名・住宅番号
入 居 者 氏 名 印

市営住宅使用一時中止届

次のとおり市営住宅の使用を一時中止しますから、山県市市営住宅管理条例第25条の規定により届け出ます。

住 宅 使 用 中 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日(月)間
理 由	
住 宅 使 用 中 止 期間中の連絡先	

様式第17号(第17条関係)

山県市長 様

年 月 日

住 宅 所 在 地
住宅名・住宅番号
入 居 者 氏 名



市営住宅の模様替(増築)承認申請書

次のとおり市営住宅の模様替(増築)をしたいので、山県市市営住宅管理条例第28条ただし書(第46条及び第54条において準用する場合を含む。)の規定により承認されるよう申請します。

模 様 替 (増 築) の 名 称	
使用場所及び名称	
工 事 予 定 期 間	自 年 月 日 日(月)間 至 年 月 日
模 様 替 (増 築) を する目的及び理由	
住宅の明渡しの場 合 の 処 理	・申請者の負担により原状に復旧します。
連 絡 先	自宅の電話 () — 会社の電話 () — (名称)
理 由	

備考 模様替をする設計図書を添付すること。

様式第18号(第17条関係)

第 号
年 月 日

住 宅 所 在 地
住宅名・住宅番号
入 居 者 氏 名

様

山県市長



市営住宅の模様替(増築)承認書

さきに申請された市営住宅の模様替(増築)について、山県市市営住宅管理条例第28条ただし書(第46条及び第54条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり承認します。

模 様 替 (増 築) の 名 称	
使用場所及び名称	(別紙設計図のとおり)
工 事 予 定 期 間	自 年 月 日 のうち 日(月)間 至 年 月 日
住宅の明渡しの場 合 の 処 理	・申請者の負担により現状に復旧すること。
備 考	

様式第19号(第18条関係)

第 号
年 月 日

住宅名・番号
入居者氏名 様

山県市長 印

収入超過者認定書

あなた(同居者を含む。)の前年中の収入を、次のとおり認定しましたので、山県市市営住宅管理条例第29条第1項の規定により通知します。

これは、市営住宅の入居資格の収入基準を超過していますので、住宅を明け渡すよう努めてください。

基 準 額	円
収 入 の 決 定 額	円
基準額に対する超過額	円
備 考	

様式第20号(第18条関係)

第 号
年 月 日

住 所
住宅名・番号
入居者氏名 様

山県市長 印

高額所得者認定書

山県市市営住宅管理条例第29条第2項の規定により、次のとおり高額所得者であることを認定しましたので通知します。

入 居 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
最 近 2 年 間 の 収 入	年分 円 年分 円

様式第21号(第19条関係)

第 号
年 月 日

住 宅 所 在 地
住 宅 名 ・ 住 宅 番 号
入 居 者 氏 名

様

山県市長



高額所得者に対する市営住宅明渡請求書

山県市市営住宅管理条例第32条第1項の規定により、下記のとおり市営住宅の明渡しを請求します。

記

- 1 明渡請求住宅
市営 住宅 号
- 2 住宅明渡期限
年 月 日

ただし、山県市市営住宅管理条例第32条第4項の規定により、次のいずれかに該当する場合には、申出によりこの期間を延長することがあります。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

3 住宅の明渡請求事由
山県市市営住宅管理条例第29条第2項の規定により、高額所得者に認定されたこと。

様式第22号(第20条関係)

年 月 日

山県市長 様

住 宅 所 在 地
住 宅 名 ・ 住 宅 番 号
入 居 者 氏 名



市営住宅明渡期限延長申請書

年 月 日付け 第 号をもって市営住宅の明渡請求を受けましたが、山県市市営住宅管理条例第32条第4項の規定により、次のとおり明渡期限の延長をされるよう申請します。

明 渡 期 限	年 月 日					
明 渡 延 長 期 限	年 月 日					
理 由						
世帯情報	氏名	続柄	性別	生年月日	個人番号	
		本人		・ ・		
同意欄	該当する場合、□に☑を記入すること。 □山県市がマイナンバー（個人番号）を利用して関係情報を閲覧することに同意します。					

- 備考
- 1 入居者又は同居者が病気にかかっているときは、医師の診断書を添付すること。
- 2 入居者又は同居者が災害等により著しい損害を受けたときは、被災に関する証明書又は現場を証する写真等を添付すること。
- 3 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるときは、勤務先の長等の発行する証明書を添付すること。
- 4 その他1から3までに準ずる特別の事情があるときは、その事実を証する書類を添付すること。
- 5 市長が定める書類を添付するかわりに個人番号を利用する場合のみ、個人番号を記入すること。

様式第23号(第20条関係)

第 号
年 月 日

住 宅 所 在 地
住 宅 名 ・ 住 宅 番 号
入 居 者 名

様

山県市長



市営住宅明渡期限延長承認書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅明渡期限の延長については、山県市
市営住宅管理条例第32条第4項の規定により、次のとおり承認します。

明 渡 延 長 期 限	年 月 日
-------------	-------

様式第24号(第21条関係)

年 月 日

山県市長 様

住 所
氏 名



市 営 住 宅 明 渡 届

次のとおり市営住宅を明け渡しますので、山県市市営住宅管理条例第41条第1項の規
定により検査されるよう届け出ます。

明 渡 住 宅	市営住宅 号
明 渡 期 日	年 月 日
検 査 希 望 月 日	年 月 日
移 転 先	
理 由	・ 自己の都合による 〔 ・ 明渡請求による
備 考	

(注) この届は、明け渡そうとするときは、速やかに、市営住宅監理員に提出してくだ
さい。

様式第25号(第24条関係)

(表)

8.5cm

6.0cm

第 号

山県市市営住宅管理条例第56条に基づく市営住宅検査者証

職 氏 名

年 月 日

山県市長

(裏)

山県市市営住宅管理条例(抜粋)

(立入検査)

第56条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(第9条関係)

様式第7号(第9条関係)

様式第8号(第10条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第11条関係)

様式第11号(第11条関係)

様式第12号(第14条関係)

様式第13号(第14条関係)

様式第14号(第14条関係)

様式第15号(第14条関係)

様式第16号(第16条関係)

様式第17号(第17条関係)

様式第18号(第17条関係)

様式第19号(第18条関係)

様式第20号(第18条関係)

様式第21号(第19条関係)

様式第22号(第20条関係)

様式第23号(第20条関係)

様式第24号(第21条関係)

様式第25号(第24条関係)